

【オーストラリア】職業教育における学生向けローン制度の改正

海外立法情報課 芦田 淳

* 2016年12月、職業教育・訓練における学生向けローン（貸付）制度を見直す法律が制定された。同法は、従来の職業教育・訓練をめぐる問題を踏まえ、貸付額を制限し、職業教育・訓練機関についての要件を設けるなどしている。

1 新制度導入の経緯

2017年1月、職業教育・訓練機関（注1）に通う学生の授業料の支払を対象とした新たな所得連動型ローン（貸付）制度である「VET（Vocational Education and Training） Student Loan」が導入された。導入は、2016年12月に制定された2016年法律第98号（VET Student Loans Act 2016）（以下「98号法」）によるものである。同時に、同様の目的で創設された従来の貸付制度であるVET FEE-HELPが廃止された。VET FEE-HELPは2007年に導入された後、徐々に貸付を受けることのできる対象が拡大されてきた（注2）。この拡大は、新規の職業教育・訓練機関の参入を招き、中でも私立の機関は、その収入の大部分を当該貸付に依存するようになった。また、学生が技能を習得できなくても、貸付金額相当の返却や当該機関への罰則は定められておらず、より多くの学生を集めるために、実際に行われている教育とは乖離した過剰な宣伝も行われるようになっていた。高額な授業料を設定したり、適切な教育を行わない職業教育・訓練機関が増え、貸付総額も大幅に上昇した（注3）ため、社会的な問題とされてきた。このような状況を踏まえ、98号法は、経済的援助を受けるのにふさわしい学生に対して、あらためて適切な職業教育・訓練のための貸付が実施されるよう保障することを目的としている。同法の概要は、以下のとおりである。

2 新制度の要点

(1) 学生側の要件

貸付が認められる学生の要件として、98号法は、①オーストラリア国民、②人道上の理由により永住ビザを付与されたオーストラリア居住者、③一定の要件（10年以上のオーストラリア居住歴等）を満たしたニュージーランド国民であることを求めている。また、職業教育・訓練機関に対して、入学する学生が教育・訓練課程を理解し得る学力を備えているか審査するよう義務付けている。

(2) 職業教育・訓練機関側の要件

職業教育・訓練機関は、連邦・州・特別地域（注4）いずれかの法に基づいて設立されていることや、オーストラリアで事業を行い、その中央管理組織がオーストラリアに所在すること等が求められるほか、①財務状況、②管理体制、③職業教育に係る実績、④教育・訓練課程の範囲、⑤授業料及び授業形態、⑥学生の達成した成果、⑦産業界との関係を有することの各点について、検証されることとなる。適切な機関として認可された場合、当該認可の年限は、7年を上限とする。

(3) 貸付の態様

教育・訓練大臣は、学生一人当たりの貸付額の上限（原則として5千豪ドル、1万豪ドル、1万5千豪ドルのいずれか）を、その教育課程に必要な費用に応じて定める。VET FEE-HELPでは約10万豪ドルまでの貸付けが認められていた。また、貸付けは、あくまで授業料の支払が目的であるため、職業教育・訓練機関宛てに直接支払われる。貸付を受けた学生には、その年間所得が一定の基準額を上回った時点から返済の義務が生じる。

(4) 監督の強化

貸付制度に係る監督を強化するため、教育・訓練省に、監視及び執行に関してより広範な権限を付与する。職業教育・訓練機関が法令を遵守しない場合には、罰金を科すこと等が認められる。なお、野党からは、不適切な教育・訓練機関から学生をより手厚く保護するために「職業教育・訓練オンブズマン」の設置が提案されたが、設置には至らなかった。

3 関連法の制定

98号法の関連法として、2016年法律第99号（VET Student Loans (Charges) Act 2016）及び2016年法律第100号（VET Student Loans (Consequential Amendments and Transitional Provisions) Act 2016）が、同時に制定されている。前者は、認可された職業教育・訓練機関から徴収する手数料を定めるものである。当該手数料は、貸付制度運用の費用等に充てられる。後者は、他の法令に対する所要の改正及び貸付制度切替えに伴う経過規定のほか、新たな制度運用を円滑にするため、政府機関内での情報共有を認めるものである。

注（インターネット情報は2017年1月20日現在である。）

- (1) ここでいう職業教育・訓練機関は、広義の高等教育機関に含まれ（オーストラリア政府公式留学情報ウェブサイト「教育制度の概要」<<http://www.studyinaustralia.gov.au/japan/australian-education/education-system>>）、ディプロマ等、学士に準じる資格を授与する機関である。
- (2) VET FEE-HELPは、当初、職業教育・訓練において、教育費用の全てを自身で負担する学生を対象として設けられた貸付制度である。2009年には、職業教育・訓練において、連邦政府が教育費用の一部を負担する学生にも、貸付けの対象を拡大している。
- (3) 2009年のVET FEE-HELPによる貸付総額が約2540万豪ドルであったのに対して、2015年の貸付総額は約29億豪ドルとなっていた。James Griffiths, “VET Student Loans Bill 2016 [and] VET Student Loans (Charges) Bill 2016 [and] VET Student Loans (Consequential Amendments and Transitional Provisions) Bill 2016,” *Bills Digest*, No.41, 22 November, 2016, p.25. <http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/4950090/upload_binary/4950090.pdf;fileType=application%2Fpdf#search=%22r5744%22> 1豪ドルは約81円（平成29年1月分報告省令レート）。
- (4) オーストラリアは、6つの州、首都特別地域及び北部特別地域で構成される。

参考文献

- ・ “VET Student Loans Bill 2016” <<http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/display/display.w3p;query=Id%3A%22legislation%2Fbillhome%2Fr5744%22>>
- ・ 寺倉憲一「高等教育費の負担軽減をめぐる諸問題—我が国の課題とオーストラリアにおける所得連動型学生ローンの事例—」『レファレンス』728号, 2011.9, pp.141-166. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050702_po_072808.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>